浜松市勤労福祉センター指定管理者募集要項

1　浜松市勤労福祉センターの概要

本施設は、勤労福祉施設(浜松市勤労会館と浜松市立勤労青少年ホーム)のあり方検討を経て、勤労青少年ホームを拠点的施設として機能統合し、新たな勤労福祉施設として稼働するものです。

令和７年度に勤労青少年ホームの大規模改修工事に併せ、勤労会館の一部機能の追加等を行います。

令和７年度は準備期間となり、施設の稼働は令和８年４月です。別添１参照

令和７年度については、選定された指定管理者と別途、開館準備業務委託契約を締結する予定です。

令和８年度からの指定管理期間においては、利用料金制を実施せず、選定された指定管理者と別途、使用料の徴収事務委託を締結します。なお、光熱水費の契約事務及び支払いは市が行います。

（1）名称　　浜松市勤労福祉センター

（2）所在地　浜松市中央区船越町11-11

（3）施設概要等

・竣工時期　　昭和60年　構造等　鉄筋コンクリート造２階建　Ｉs値：新耐震

大規模改修工事及び増築　令和７年　構造等　鉄筋コンクリート造２階建　Ｉs値：新耐震

・敷地面積　　本館　6,771㎡、南駐車場　2,423㎡

・本館延床面積　2,974㎡

・施設内容　　事務室、会議室、多目的ホール他　　屋外駐車場　(別紙見取り図)

（4）施設の設置目的　勤労者等の福祉の増進を図る。

（5）開館時間　　午前９時～午後９時30分　　(テニスコートの利用は、午後９時まで)

※　開館時間は、市との協議により変更（延長）が可能です。

（6）休館日　年末年始（12月29日～１月３日）

※　休館日は、市との協議により変更（減少）が可能です。

※　休館日の詳細は、浜松市勤労福祉センター条例をご覧ください。

（7）年間利用者数、主な利用者

別添２～４参照

（8）法令等の規定　地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、浜松市勤労福祉センター条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

（9）現在の指定管理者に関すること（管理者名・指定期間）

参考　勤労会館：浜松市勤労福祉協会・三幸共同事業体　（令和５年度～令和７年度）

勤労青少年ホーム：東海ビル管理株式会社（令和２年度～令和６年度）

2　指定管理者が行う業務の範囲

（1）　条例 第３条各号に掲げる事業に関する業務

（2）　センターの利用の許可に関する業務

（3）　センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（4）　前３号に掲げるもののほか、センターの管理に関して市長が必要があると認める業務

※　浜松市との協議により、施設のＰＲや利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

３　指定管理期間

令和８年４月１日から令和11年３月31日まで

４　指定管理料

会計年度（４月１日から翌年３月 31 日）ごとに支払い

毎月末日から 30 日以内に指定管理者の請求により支払います。

※　指定管理料は、毎月の後払いとなります。

５　使用料の規定

浜松市勤労福祉センター条例別表に定める金額

６　事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

７　使用料減免の手続

浜松市勤労福祉センター条例及び同条例施行規則をご覧ください。

８　指定管理料の上限額

管理に関する市の負担額の上限額となります。年度ごとの金額及び合計額を超えた提案額は失格となります。

令和８年度　３０，２９１，０００円

令和９年度　３０，２９１，０００円

令和 10 年度 ３０，２９１，０００円

合計　　９０，８７３，０００円

※上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税率（１０％）を含みます。

※応募の際は、税率１０％の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

９　応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

（１）地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当する団体でないこと

（２）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと

（３）浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと

（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと

（５）暴力団それらの利益となる活動を行う団体でないこと

（６）法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれ

にも該当しないこと。

（７）指針第１０条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。

（８）浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第９条第４号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと。

（９）浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）でないこと。

(10) 過去３年間に条例第１４条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。

(11) 共同事業体による応募は可とする。

(12) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。

(13) 浜松市勤労福祉センターの管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体

１０　提出書類

提出部数は１３部（正本１部　副本１２部）

（１）指定申請書「別紙１」

（２）宣誓書及び同意書「別紙２」

（３）役員等名簿「別紙３」

（４）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書（証明日は3ヶ月以内の日付であること）

（５）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

（６）過去３年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）、など経営状況のわかるもの

（７）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの

（８）①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」（証明日は3ヶ月以内の日付であること）

②直近２年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）

※指定管理者に選定された場合、①は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。

（９）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下の書類

①委任状（別紙４）

②法人市民税確定申告書（第20号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第22の3号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）

(10) 浜松市勤労福祉センター指定管理者事業計画書「別紙５」（全期間分）

(11) 提案資料（プレゼンテーション資料）

様式は定めませんが、下記項目について記載するとともに選定基準の項目等について、できるだけ具体的に提案してください。なお、「事業の具体的取組み方」欄については、下記の項目は必須とします。

・指定講座についての提案

（講座内容や講座選定理由を「勤労者向け」・「その他」に分けて記載すること）

・各室の特色を周知するための広報

（特に多目的ホール、大会議室、音楽室、スタジオ、小会議室、楽器保管庫）

(12) 提案資料の取扱いに関する回答書「別紙６」　※詳細は２２（４）参照

(13) 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等

※共同事業体の場合、（２）～（９）は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。

※上記を１冊にまとめ、表紙、背表紙に「令和６年度　浜松市勤労福祉センター指定申請書類（団体名）を記載してください。また、目次、ページ番号、見出し等を適切に作成してください。

１１　指定管理者の募集及び選定方法

（１）指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

（２）選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は「産業部指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「産業部指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。

（３）選定結果等の通知

審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。

（４）協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

（５）次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

１２　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和６年６月20日　～　８月８日	募集要項のホームページ掲載及び配布
６月20日　～　７月11日	募集要項に関する照会、質問事項の受付
７月２日（午後）	応募者説明会、参考資料の閲覧
７月18日	質問事項に対する回答
６月20日　～　８月８日	提出書類の申請受け付け
８月中旬　～　８月下旬	選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間
	※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。
	質問の回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。
９月４日	ヒアリング・プレゼンテーションの開催
	候補者選定のための選定会議
９月中旬	優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
９月下旬	仮基本協定の締結
１２月中旬	指定管理者の指定（11月市議会議決による）
令和７年１月中旬	基本協定締結
２月上旬　～　３月下旬	指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

１３　募集要項の配布

募集要項は、令和６年６月20日（木）から８月８日（木）まで配布いたします。

・配布場所：浜松市産業部産業振興課

〒430-8652 浜松市中央区元城町１０３番地の２

電話：０５３－４５７－２１１５

・配布時間：午前９時～午後５時１５分

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ　→創業・産業・ビジネス　→指定管理者制度　→公の施設における指定管理者制度

１４　募集要項に関する照会、質問事項の受付

○募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

・受付期間：令和６年６月20日（木）から７月11日（木）までとします。（受付時間 午前９時～午後５時15分）

・受付方法：募集要項の内容等に関する「質問書」（別紙７）に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。

・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。（回答日：令和６年７月18日（木）予定）

※質問は、必ず郵送または電子メールのいずれかの方法でお寄せください。電話でのご質問には受け付けられません。（電子メール以外の方法で回答を希望される場合はご相談ください）

【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】

浜松市産業部産業振興課　就労環境グループ　担当者：生熊

〒430-8652 浜松市中央区元城町１０３番地の２

メールアドレス：rose@city.hamamatsu.shizuoka.jp

１５　応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて

○指定管理業務等についての説明会を開催します。

・日時　　令和６年７月２日　午後１時30分～午後３時

・場所　　浜松市中央区船越町11-11　浜松市立勤労青少年ホーム　大会議室

※　参加される場合は、電話または電子メールにて事前に産業振興課へご連絡ください。

※　説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

○指定管理業務等についてのヒアリング（プレゼンテーション）を開催します。

・日時、場所　令和６年９月４日　午後１時～

浜松市中央区元城町１０３番地の２

浜松市役所

※　詳しくは、指定申請書等、提案書類を提出した方へご案内します。

１６　提出書類の提出

指定申請書等、提出書類は、令和６年６月20日から８月８日（受付時間８時30分～17時00分）までに浜松市産業部産業振興課に提出してください（必着。郵送可）

１７　費用の負担

提出に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

１８　障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

１９　選定基準

別紙のとおり

２０　実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同事業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

（１）事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乗じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定時期以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点（事後評価）	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	＋5.0%
70点～80点未満	優れている	＋2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	－2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	－5.0%

【加減点例】指定管理期間３年間のケース

区分	指定管理期間			
	１年目	２年目		
事後評価点数	67.4	70.4	計	総加算率
加算率	0.0%	＋2.5%	＋2.5%	＋1.2%

※小数点第２位以下切り捨て

選定時評価点 75.4 点　×　1.2%　＝　0.9 点を加点

（２）遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（２年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

・提案した業務及び自主事業の不実施
・労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合や、その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
・当該施設に関係する重大な事故又は不祥事があった場合

・加入すべき保険の未加入
・事業報告書の記載不足、重大な誤記載等
・事業報告書の提出期限超過

２１　選考結果のおしらせ

応募者全員に、令和６年９月中旬ごろ文書にてお知らせします。

２２　提出書類の取扱いと情報の公開について

（１）提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

（２）指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由（優先交渉権者のみ）

③提案の概要

④提案金額

⑤評価内容

⑥評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

（３）情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物　・提案資料の取扱いに関する回答書「別紙６」

・応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、１０提出書類に規定する提出部数に関わらず１部のみ提出で構いません。

２３　指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和６年11月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

２４　その他

（１）市では今後、新たな財源の確保、施設の良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に通称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

（２）本施設は、現在、浜松市スポーツ・文化施設予約システム「まつぼっくり」対応施設です。本市では、現行システムの令和6年12月のサービス満了に合わせ、オンライン決済などデジタル化のニーズに対応した次期施設予約サービスの導入を予定しております。次期施設予約サービス事業者は、本募集要項配布開始時点において選定中であるため、詳細が決まり次第、基本協定書（案）等について、システムの名称変更のほか、機能の変更に合わせてに必要な項目等を追加する可能性があります。

（３）令和８年４月の開館時にオープニングセレモニーの実施を予定しています。

問合せ先
浜松市産業部産業振興課　　担当者　生熊　電話 053-457-2115
メールアドレス　rose@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市勤労福祉センター指定管理者選定基準

評価項目		配点	得点
1	施設運営管理方針に関する項目（合格点５．５点以上）		
	(1) 施設の性格や目的の理解	5	
	(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5	
	小　計	１０	
2	事業提案（計画）に関する項目（合格点２６．４点以上）		
	(1) 事業の具体的取組み方	8	
	(2) 施設の運営体制・職員の配置	8	
	(3) 適正な管理・モニタリング	6	
	(4) 安全管理・緊急時への対応	6	
	(5) 市民サービスの向上	8	
	(6) 環境・地域等への配慮	6	
	(7) 平等利用	6	
	小　計	４８	
3	指定管理者に関する項目（合格点９．９点以上）		
	(1) 団体の物的・財政的能力	6	
	(2) 施設の運営実績	6	
	(3) 団体の地域貢献	6	
	小　計	１８	
4	指定管理者の活動に関する項目		
	(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	
	(2) 各種認定等の有無	1	
	小　計	4	
5	指定管理料に関する項目（１）（合格点５．５点以上）		
	収支計画の妥当性	１０	
	小　計	１０	
6	指定管理料に関する項目（２）		
	配点×（１－提案額／上限額）＝評価点（※配点を上限）	１０	
	小　計	１０	
現指定期間の実績に基づく加減点			
合　計		１００	

〈選定条件〉

１　評価項目１、２、３及び５の各小計において、配点の55%以上（合格点）であること。

２　前１の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。

３　４の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。

４　６の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。

５　現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20実績の反映について」のとおりとする。

指定管理者「選定基準」評価項目の説明

１ 施設運営管理方針に関する項目

(1) 施設の性格や目的の理解

・市の施策を理解できているか。

・施設の性格や設置目的・業務内容を理解し、指定管理者に期待されている役割や責務を認識しているか。

(2) 提案が市の施策に沿ったものであること

・事業計画の内容が設置目的に沿ったものであり、施設の効用を十分に発揮でき、成果が得られるか。

２ 事業提案（計画）に関する項目

(1) 事業の具体的取組み方

・施設利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。

・施設の設置目的に応じた広報活動等に関する提案があるか。

・業務の第三者委託の範囲、委託先に対する考え方は適当であるか。

(2) 施設の運営体制・職員の配置

・職員の配置が合理的であるか。

・運営体制・指揮命令系統が具体的に示されているか。

・運営責任者が示されているか。責任者の経歴・実績はふさわしいものか。

・職員が、管理運営に必要な資格、経験（継続雇用）などを有しているか。

・職員の資質、能力向上を図るような対策が提案されているか。

・共同事業体の場合、それぞれの構成員の責任分担が明確となっているか。

・共同事業体の場合、構成員が撤退した場合の対応策があるか。

(3) 適正な管理・モニタリング

・指定管理者によるセルフモニタリングの方法、頻度、内容が適正に提案されているか。

・提案書の建築物、設備、外構の維持管理計画が仕様書と適合しているか。

・業務従事者の健全な労働環境を確保するための配慮がなされているか。

・利用者の個人情報を保護するための対策が十分に講じられているか。

・経理簿等各帳簿類を整備し、情報公開や監査等に適切に対応できるしくみとなっているか。（適正な経理を行うための提案があるか）

(4) 安全管理・緊急時への対応

・防犯、防災対策や災害時の危機管理体制などが十分に考慮されているか。

・緊急事態時の現場への参集など、迅速な対応が可能か。

・事故対応マニュアルを作成し、研修などが提案されているか。

(5) 市民サービスの向上

・サービスの質を維持、向上させるための具体的な提案がなされているか。

・施設の設置目的に沿ったものであり、実現性があるか。
・利用者サービス向上のために認められる指定管理者の創意工夫支援という趣旨に沿ったものか。
・利用者への情報提供について、効果的な提案があるか。
・利用者の意見や苦情を受け止め、適切に対応する仕組みを提案しているか。

(6) 環境・地域等への配慮
・SDGs、省エネ、環境負担の軽減に配慮しているか。
・廃棄物等は適切な処理がされているか。
・施設の周辺や施設運営に関係する地元団体等との連携や協働による事業展開を図ることできる提案があるか。
・事業展開が地域の活性化につながるものであるか。

(7) 平等利用
・様々な利用者が平等に利用できるよう合理的配慮がされているか。
・施設の利用申請に対する許可が公平で適切に行われると認められるか。

3 指定管理者に関する項目

(1) 団体の物的・財政的能力
・指定期間中、安定的な管理運営を行っていくだけの人的基盤や財政的基盤を有しているか。又は、確保できる見込みがあるか。
・現場でのトラブル発生時に、団体を挙げての対応の体制が考慮されているか。

(2) 施設の運営実績
・市内又は他都市で類似施設の業務実績等があり、当該施設を適切に運営する能力を有しているか。

(3) 団体の地域貢献
・地元企業等と連携・協力することを考慮しているか。
・施設の管理にあたり、地元発注、地域住民や障がい者の雇用などが考慮されているか。
・障がい者雇用を行っている業者への再委託、障害者優先調達などが考慮されているか。

4 指定管理者の活動に関する評価

(1) 活動拠点の評価

評価レベル	評価内容	乗率(%)
7	市内に本店を有する場合 ※共同事業体の場合は、代表者が条件を満たすこと	100
6	共同事業体の代表者以外が、市内に本店を有する場合	85
4	市外に本店を有し、市内に営業所等を有する場合 ※共同事業体の場合は、代表者が条件を満たすこと	55
3	共同事業体の代表者以外が、市内に営業所等を有する場合	40
1	市外に本店を有する場合	10

・「市内に営業所等を有する場合」の判断基準
以下のいずれかの条件を満たすこと
ア 本店は浜松市外で、浜松市内に支店、営業所等を有し、契約等が委任されている者
イ 法人市民税の均等割課税対象となっていること

(2) 社会貢献活動等に係る認定等の有無
・浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定を受けているか。
・浜松市消防団協力事業所の認定を受けているか。
・浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証を受けているか。
・浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定を受けているか。
・企業のCSR 表彰のうち、①Star Prize 制度マイスター認定事業所、②優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所のいずれかに該当する事業所か。
・健康経営優良法人（経済産業省）の認定を受けているか。

評価レベル	評価内容	乗率(%)
7	上記６つのうち2 つ以上の認定等を受けている場合	100
4	上記６つのうち1 つ認定等を受けている場合	55
－	上記６つのうち1 つも認定等を受けていない場合	0

※共同事業体の場合は、共同事業体数で乗率を按分する
※乗率は小数点第2 位未満切り捨て

５ 指定管理料に関する項目 (1) 収支計画の妥当性
・管理運営に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。
・提案金額は、事業提案等に対して妥当であるか。（過大な収入を見込むなど、無理又は無謀な収支計画となっていないか。）
・経費を低減するための実施可能な提案があるか。
・適正な利益が見込まれているか。